

平成20年度県政懇談会で要望活動を展開

平成20年8月27日(水)新政みえ（三谷県会議員以下6名）と自由民主党（山本勝県会議員以下7名）に対し、協会（木村会長以下8名）から、次の2項目について要望活動を行いました。

1 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度について

- ・適合確認の審査は適宜可能としていただきたい。
- ・情報公開について申請直前5年以上を、大幅に期間短縮していただきたい。
- ・公共事業業者選定条件に適合確認を受けた処理業者を考慮していただきたい。
- ・排出事業者等に対し積極的な啓発をお願いします。



2 電子マニフェストの普及支援について

- ・自治体（自治体の地域機関、学校等）には、電子マニフェストを委託条件としていただきたい。下水道汚泥や浄水汚泥を対象として促進をお願いします。
- ・公共工事において電子マニフェストの率先利用をお願いします。
- ・公共関与の産業廃棄物処分場等及び搬入事業者への普及促進をお願いします。

三重県廃棄物対策室からの出席もあり、以下のような説明がありました。

「優良制の評価制度の情報公開期間については、現在国において短縮の議論が行われており、その結果に応じて対応したい。また、排出事業者向けのセミナー等において普及啓発を図っていきますので、

協力をお願いします。」

「県が排出事業者になる場合は、率先して電子マニフェストを導入するよう関係機関で検討中です。また、今後も利用拡大に向けて関係団体に要請していきます。」

優良業者 評価制度の 勉強会

平成20年9月16日(火)、会員処理業者が優良業者評価基準適合業者となるため、三重県環境森林部廃棄物対策室と同部地球温暖化対策室を講師に、協会研修会議室で勉強会を開催しました。

県担当者から優良業者評価制度の審査に於ける要点について、「審査項目は、遵法性、情報公開、環境保全の取組の3項目で、とりわけ、情報公開が難しく、5年間の実績期間を必要とし、中でも更新回数（公開項目により6カ月に1回、1年に1回、変更の都合あり）とその履歴確認に注意を要する。」と説明がありました。

また、環境保全の取組に関しては、「三重県独自の制度であるM-EMS（ミームス）でも申請可能であり、ISOに比較して、経費も時間もかからず、社員の負担も少ないので、中小企業が多い産廃業界にとって取り組みやすい。」と説明がありました。

災害廃棄物処理の支援体制調査

平成16年4月28日付で三重県と当協会が締結した「災害時におけるがれき等の廃棄物処理に関する応援協定」に基づく支援体制調査結果がまとまりました。

万一、大災害が発生した時には、ご協力をお願いします。

業種	協力事業所数	協力内容	
収運	130	ダンプトラック	713
			300
		パッカー車	156
		その他	365
		家屋解体車両	608
中間	52	焼却施設	12
		破碎施設	80
		圧縮施設	18
		その他	10
最終	5	管理型	3箇所
		安定型	2箇所
協会会員数 150社			

平成20年9月調査

環境美化の啓発活動

協会では、平成10年度から毎年5月30日（ごみゼロ）と11月27日（設立記念日）を「環境美化啓発推進日」と定め、会員による地域の環境美化活動を積極的に取組み、多くの事業所が美しい住みよい街づくりに努めています。



行政・全産連からの通知等の概要

◆「緊急保証制度」における産業廃棄物処理業の特定業種指定について（抜粋）

平成20年11月10日付け 社団法人 全国産業廃棄物連合会

当連合会が実施いたしました「産業廃棄物処理業の景況動向調査」の結果につきましては、環境省へ報告したところです。その結果を踏まえ、環境省より経済産業省中小企業庁に対して、保証制度の特定業種の指定を受けるべく調整しておりましたところ、平成20年11月7日付けの中小企業庁のプレス発表に掲載されたとおり、平成20年11月14日より平成22年3月31日までの期間、産廃処理業の収集運搬及び処理業（特管を含む）について、保証制度の追加指定を受けることができましたので、お知らせします。

緊急保証制度の詳細につきましては、中小企業庁のホームページをご覧ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/081021kikyu_hosho.htm

◆三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例及び三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則の制定について（抜粋）

平成20年10月24日 三重県環境森林部長

1. 制定理由

三重県環境基本条例の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の現状にかんがみ、その防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、県民の現在及び将来の生活環境の保全を図る必要があるため、産業廃棄物の適正処理の規定等を整備しました。

2. 条例の主な制定内容

(1) 本条例で新たに規定したもの

- ① 県、事業者、処理業者、土地所有者等の責務
- ② 産業廃棄物の保管場所に係る届出
- ③ 指定特別管理産業廃棄物の県内搬入に係る届出
- ④ 土地所有者等の義務
- ⑤ 産業廃棄物処理状況の報告等
- ⑥ 行政処分の公表
- ⑦ PCB廃棄物の適正な管理

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例から移行したもの

- ① 処分を委託する場合の確認等
- ② 県内搬入に係る届出
- ③ 産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等
- ④ 産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取
- ⑤ 報告の徴収、立入検査等

3. 施行日

平成21年4月1日

4. 詳しくは「三重の環境と森林」のホームページをご覧ください。

県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例説明会

今回、三重県で新しく制定された「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の説明会が、11月28日(金)津市内と12月4日(木)四日市市内で開催しました。

三重県の担当者の方からの説明に、2会場で150名ほどの会員が熱心に勉強をし、「処分を委託する場合の確認」、「保管場所の届出」、「産業廃棄物処理状況の報告等」などの質疑がありました。



産業廃棄物と 環境を考える全国大会



平成20年11月12日(水)に宮城県仙台市で「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が開催されました。全国から約450人の関係者が参加し、環境省廃棄物・リサイクル対策部 谷津龍太郎部長から「産業廃棄物現状と課題」と題する基調講演がありました。

青年部 からの 報告

●第2回勉強会（平成20年8月29日）テーマは「最近の景気動向と今後のポイント・次代を担う青年経営者に望むこと」講師は県商工会議所連合会会長の齋藤彰一氏。

「第2次循環型社会形成推進基本計画の概要」講師は環境省の清水政雄氏。

●エコまつりの出展（平成20年10月19日）四日市市立博物館前広場の市民公園。

●第3回勉強会（平成20年11月8日）テーマは「今後の公益法人に求められる必要条件、有効性に関して」講師は片山会計事務所・久留美輝晃氏。

●全産連青年部協議会第6回全国大会の出席（平成20年11月15日）愛媛県松山市総合コミュニティーセンター。

●年末研修会及び親睦会（平成20年12月12日～13日）キリンビール株式会社滋賀工場「環境ビデオと工場見学」、京都市内。